

第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（案）【概要】

第1章 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項（第2期地域計画策定について）

(1) 計画策定の背景

- 海洋プラスチックごみ等による地球規模での海洋環境の汚染によって、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念
- 海洋のみならず、陸域においても対応が求められ、多様な主体の連携・協力が不可欠



【SDGsの目標】

(2) 計画の策定について

- 令和元年度に第1期地域計画を策定
- 県内の海岸・海域においてプラスチックごみが確認されており、第2期地域計画でも取組の継続・強化が必要
- 海岸・河川の清掃活動を担う団体の担い手確保・育成、県民一人ひとりが参画する仕組みが必要
- 令和4年度施行のプラスチック資源循環促進法の施行を踏まえた、一層のプラスチックごみ対策の推進を盛り込む必要

(3) 計画の期間

令和5（2023）年度～令和8（2026）年度 **4年間**

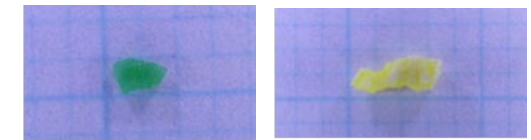
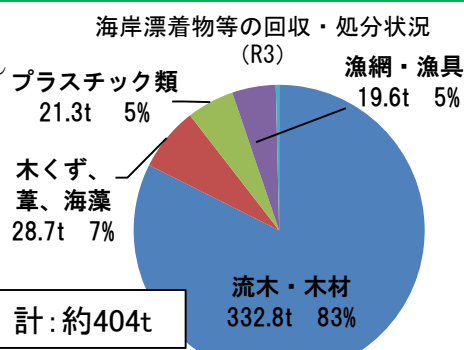
第2章 岩手県における海岸特性

- 延長約700kmにわたる海岸、多くの河川（うち6水系が他県に注ぐ）
- 本県の海岸の優れた自然環境を生かし、三陸復興国立公園等の自然公園、三陸ジオパーク、港湾・漁港、レジャー施設等として活用

第3章 岩手県における海岸漂着物等の現状と課題

<現状>

- 令和3年度に回収・処理された海岸漂着物等：約404t
- 自然物が全体の90%を占めるも、人工物のうち、プラスチック類が約50%占める
- 県内海域においてもマイクロプラスチックごみを確認
- 海岸漂着物対策が浸透



(環境生活部資源循環推進課調べ)

<課題>

- 海や川への更なるプラスチックごみ流出抑制の取組、モニタリングの継続が必要
- 内陸部を含めた取組の浸透や、そうした取組を担っていく団体・個人が高齢化・固定化していることから、ボランティアによる清掃活動への支援、環境保全団体の担い手育成、県民一人ひとりの行動を促す仕組みの構築が必要
- プラスチック資源循環促進法（新法）に基づくプラスチックごみ削減等の取組が必要

第4章 海岸漂着物対策の基本方針

(1) 基本目標（第1期地域計画から継続）

森川海の流域全体で、県民が一体となって環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。

(2) 海岸漂着物対策の基本方針

1 海岸漂着物等の円滑な処理

- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を実施
- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理にあたり、必要に応じ、市町村や県と連携

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- 県・市町村は、内陸地域と沿岸地域が一体となり、3Rの推進、ごみ等の投棄防止や、水域への流出防止等による、海岸漂着物等となり得るごみ等の発生を抑制
- 県・市町村・事業者は、プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、使い捨てプラスチック製品の使用削減等、廃プラスチック類の排出抑制の取組を推進
- 県は、海岸・河川の清掃活動を担う団体・企業等の主体的な活動を担う担い手育成、必要な支援の実施
- 県は、地域住民や企業等の自主的保全活動の展開のため、民間事業者等と連携し、必要なコーディネートを実施

3 環境学習・普及啓発

- 県は、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、環境学習や消費者教育の推進に必要な施策を実施
- 県は、県民に対し、海岸漂着物等の実態や対策の実施状況等に関して積極的かつ効果的に周知
- 県は、海岸漂着物等に関する幅広い年齢層への学習資材及び県民への環境学習機会の積極的な提供
- 県は、県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に環境美化活動に参画していける仕組みを構築

4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 行政機関のほか、県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的に取組を進めるとともに、各主体の相互の情報交換と連携・協力を図る

第5章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容

(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定

本県沿岸全域を指定

(2) 海岸漂着物対策の主な内容（主要新規・拡充事項は赤字記載）

- ① 海岸漂着物等の円滑な処理
漂流ごみ等が生活・経済活動に支障を及ぼしている場合には、円滑な処理を推進。特に、**漁業者等と連携した取組を支援**
- ② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制
 - ア 流域圏が一体となった取組の推進
 - 住民参加による地域資源を生かした環境保全活動を実施
 - イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等
 - **地域で海岸・河川清掃や普及啓発活動等の中核的役割を担う人材等の育成・支援（海岸漂着物対策活動推進員等の確保）**
 - ウ プラスチックごみの削減等3Rの推進
 - エコ協力店認定事業等、廃棄物の減量化等の施策の推進等
 - プラスチック資源循環促進法に基づく、プラスチックごみの排出抑制、再資源化に向けた取組、市町村が行う分別収集・再資源化への技術的援助を実施
 - エ ごみ等の投棄の防止
 - 「海ごみゼロウィーク」や環境月間等における取組を推進
- ③ 環境学習・普及啓発
 - ア 環境学習
海岸・河川での清掃活動等**体験活動を含めた環境学習等の振興及び環境人材の育成**
 - イ 普及啓発
海岸漂着物等の処理施策等への情報提供及び普及啓発に係る資材等の提供
 - ウ **県民一人ひとりが主体となった取組の推進**
県民参加型・環境美化活動の仕組みの構築（スマートフォンを活用した「ごみ拾いアプリ」（仮称）の啓発ツールの開発・実用化）



第6章 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

- 海岸管理者等、県、市町村、国・研究機関、県民、事業者、団体等、多様な主体の適切な役割分担と相互協力が不可欠
- 各主体における役割分担を明確化

第7章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

- 県は、海岸漂着物等の定期的な調査を行い、対応策等を検討
- 県等は、災害等により大量の海岸漂着物等の発生や、危険物漂着時の速やかな情報収集及び情報の住民周知及び適正処理を実施
- 県は、海岸漂着物対策の活動に熱意と識見を有する海岸漂着物対策活動推進員・団体を委嘱・指定を行うとともに、**これらの担い手の育成と活動に必要な支援を実施**
- 社会経済情勢の変化、制度の改正、県内の取組状況等を踏まえ、必要な見直しを実施